

高年齢者雇用安定助成金

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなく
いきいきと働ける社会を構築していくために、
高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を
実施した事業主に対して、助成金を支給します。

制度ご案内
平成27年4月

高年齢者を積極的に活用しようとする企業

高年齢者の雇用環境整備
に関する計画の策定

計画書提出

独立行政法人
高年齢・障害・求職者雇用支援機構

計画認定

高年齢者活用促進措置

計画の
実施期間
(2年以内)

(1) 新たな事業分野への進出等

- ・ 高年齢者が働きやすい事業分野への進出(新分野への進出)
- ・ 既存の職務内容のうち高年齢者の就労に向く作業の切り出し(職場または職務の再設計)

(2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

- ・ 高年齢者が就労の機会が拡大が可能となるような機械設備、作業方法、作業環境の改善等

(3) 高年齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し

- ・ 賃金制度・能力評価制度の導入等
- ・ 短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入等
- ・ 専門職制度の導入等
- ・ 研修システム・職業能力開発プログラムの開発等

(4) 定年の引上げ等

- ・ 定年の引上げ
- ・ 定年の定め廃止
- ・ 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

高年齢者がいきいきと働ける職場の実現



独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

1 支給対象となる事業主

高齢者雇用安定助成金(以下「助成金」といいます。)は、次の①から⑨までのいずれにも該当する事業主に対して支給します。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 審査に必要な書類等を整備・保管している事業主であること。
- ③ 審査に必要な書類等を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。)の求めに応じ提出または提示する、実地検査に協力する等、審査に協力する事業主であること。
- ④ 環境整備計画書を機構の理事長に提出し、計画認定を受けていること。
- ⑤ 認定された環境整備計画に基づき、環境整備計画の実施期間内に、次の(1)から(4)までのいずれかの高齢者活用促進の措置(以下「高齢者活用促進措置」といいます。)を実施した事業主であること。
 - (1) 新分野への進出、職場または職務(以下「職場等」といいます。)の再設計による、高齢者の職場等の創出
 - (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善による、既存の職場等における高齢者の就労の機会の拡大
 - (3) 高齢者の就労の機会を拡大するための高齢者の雇用管理制度の導入・見直し
 - (4) 定年の引上げ等
- ⑥ 環境整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢法第8条または第9条(※1)の規定に違反していないこと。
- ⑦ 支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(※2)が1人以上いること。
- ⑧ 高齢者活用促進措置の実施に必要な許認可等を受けていること。
- ⑨ 高齢者活用促進措置の実施に要した経費であって、別に定める対象経費を支払った事業主であること。

(※1) 「高齢法第8条」とは、60歳以上の定年を定めていること、「第9条」とは、65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていることをいいます。

改正高齢者雇用安定法では、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められています。したがって、60歳の者は基準を利用する対象とされておらず、基準の対象年齢は3年毎に1歳ずつ引き上げられますので、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。

なお、この経過措置は、改正高齢者雇用安定法が施行されるまで(平成25年3月31日)に労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合に限りです。

(※2) 「雇用保険被保険者」とは、雇用保険の一般被保険者および高齢継続被保険者をいいます。

2 支給対象経費および支給額

① 支給対象経費

高齢者活用促進措置の実施に要した経費で、計画実施期間内に着手し、支給申請日までに支払いが完了したものに限りです。

② 支給額

上限1,000万円で、支給対象経費の2/3(中小企業以外は1/2)を支給します(千円未満は切捨て)。

ただし、当該高齢者活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(新分野への進出等の措置の対象となる者にあつては、支給申請日の前日に雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者)1人につき20万円(建設、製造、医療、保育または介護の分野に係る事業を営む事業主にあつては、60歳以上の雇用保険被保険者1人につき30万円。)を上限とします。(※3)

(※3) 人事異動等による配置転換により、同一企業で同一人を複数回対象として申請することはできません。

		① 高齢者活用促進措置の内容 計画実施期間内にいずれかの措置を実施(複数実施可)	② 支給対象経費
高齢者活用促進措置の区分	(1) 新分野への進出等	<ul style="list-style-type: none"> ◎新分野への進出(現在営んでいる事業とは別の業種に進出し、高齢者の知識・経験等を活かした職場または職務の創出を行うこと) ◎職場または職務の再設計(既存の職場または職務について分析し、高齢者に向く作業を切り出すこと等により、職場または職務の創出を行うこと) 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 計画策定経費 ㊧ 許認可等手続経費 ㊨ 職務分析、機械設備の購入、改修工事経費 ㊩ 高齢者の講習経費 ㊪ 事務所、機械設備の賃借料 ㊫ コンサルタントとの相談経費(50万円上限) ㊬ その他必要と認められる経費
	(2) 機械設備の導入等	<ul style="list-style-type: none"> ◎機械設備(主に指先、視覚、筋力等身体的機能を使う作業について、作業補助具その他機械設備の導入等により、その機能の低下を補完し、負担の軽減を図ること等により、職業能力を十分発揮できるようにするもの)の導入・改善 ◎作業方法(主に判断力、注意力等を要する作業について、作業指示の平易化等作業方法の改善により、判断力、注意力等の低下を補完し、作業における安全を確保すること等により、高齢者の職業能力を十分発揮できるようにするものをいう。)の改善 ◎作業環境(照明、騒音、室温、湿度等の作業環境の改善により、作業効率を高めるとともに、負担の軽減を図ること等により、高齢者の職業能力を十分発揮できるようにするものをいう。)の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 作業手順書の作成、機械設備の購入、改修工事等に要した経費 ㊧ 高齢者の講習経費 ㊨ 機械設備の賃借料 ㊩ コンサルタントとの相談経費(50万円上限) ㊪ その他就労の機会の拡大のために必要と認められる経費
	(3) 雇用管理制度の導入等	<ul style="list-style-type: none"> ◎高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善 ◎労働時間制度(短時間勤務制度、隔日勤務制度等)の導入 ◎在宅勤務制度の導入 ◎新たな職場または職務において必要となる、研修システム・職業能力開発プログラムの開発・導入 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 専門家への委託費・コンサルタントとの相談経費(50万円上限) ㊧ ソフトウェア開発、備品購入経費 ㊨ ソフトウェアまたは備品の賃借料 ㊩ その他就労の機会の拡大のために必要と認められる経費
	(4) 定年の引上げ等	<ul style="list-style-type: none"> ◎就業規則または労働協約による、定年の引上げ、定年の定め廃止または雇用保険被保険者であって定年後も引き続いて雇用されることを希望する者全員を対象とする定年後継続雇用制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 専門家への委託費・コンサルタントとの相談経費(50万円上限) ㊧ その他必要と認められる経費

【70歳以上まで働ける制度の導入による、みなし費用】(※4)

上記(1)から(4)までのいずれかの高齢者活用促進措置の実施に要した経費のある事業主が、就業規則または労働協約により、新たに次の(a)から(c)までのいずれかの措置(70歳雇用確保措置)を実施した場合は、当該措置の実施に100万円の費用を要したものとみなします。

[上記「(4) 定年の引上げ等」の措置の実施に要した経費のある事業主が70歳雇用確保措置を実施した場合、当該支給対象経費は、専門家委託費(就業規則改正)等の実費の額にかかわらず、100万円のみとなります。(実費と100万円のみなし費用との合計額ではありません。)]

- (a) 70歳以上(注)への定年の引上げ
- (b) 定年の定め廃止
- (c) 65歳以上への定年の引上げおよび希望者全員を70歳以上(注)の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

(※4) 過去に中小企業定年引上げ等奨励金、継続雇用定着促進助成金(平成20年度以降支給決定分)、高齢者職域拡大等助成金、高齢者雇用モデル企業助成金、70歳定年引上げ等モデル企業助成金の支給を受けた事業主に対しては、適用しません。また、企業単位で1回限りの申請となります。

(注) 建設、製造、医療、保育または介護の分野に係る事業を営む事業主にあつては、67歳以上。

【参考】支給額のイメージ

支給対象経費の2/3(中小企業以外1/2)と、対象者数×20万円を比較して、少ない方の額が支給額となります。



◎中小企業とは・・・ 業種ごとに下表のとおりとします。

中小企業事業主の判定は、資本金等の額または企業全体で常時雇用する労働者の数により行います。

個人、特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例財団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、労働組合、協同組合、社会福祉法人(会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。))または土業を規定する法律に基づく法人(弁護士法(昭和24年法律第205号)、税理士法(昭和26年法律第237号)、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)その他土業を規定する法律の規定により設立される法人をいう。))以外の事業主等)にあつては、常時雇用する労働者の数により判定します。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

3 計画書の提出の手続き

助成金の支給を受けようとする事業主は、環境整備計画書に必要書類を添えて、環境整備計画の開始日から起算して6か月前の日から3か月前の日までに、主たる事務所または当該高年齢者活用促進措置を実施する事業所の所在する都道府県の支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

4 支給申請書の提出の手続き

支給申請書に必要書類を添えて、環境整備計画の実施期間の終了日の翌日から起算して2か月以内に、都道府県の支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

【図1】受給手続き(例) ◎環境整備計画の実施期間が平成28年2月1日～平成30年1月31日(2年間)の場合



5 他の助成金との併給の制限

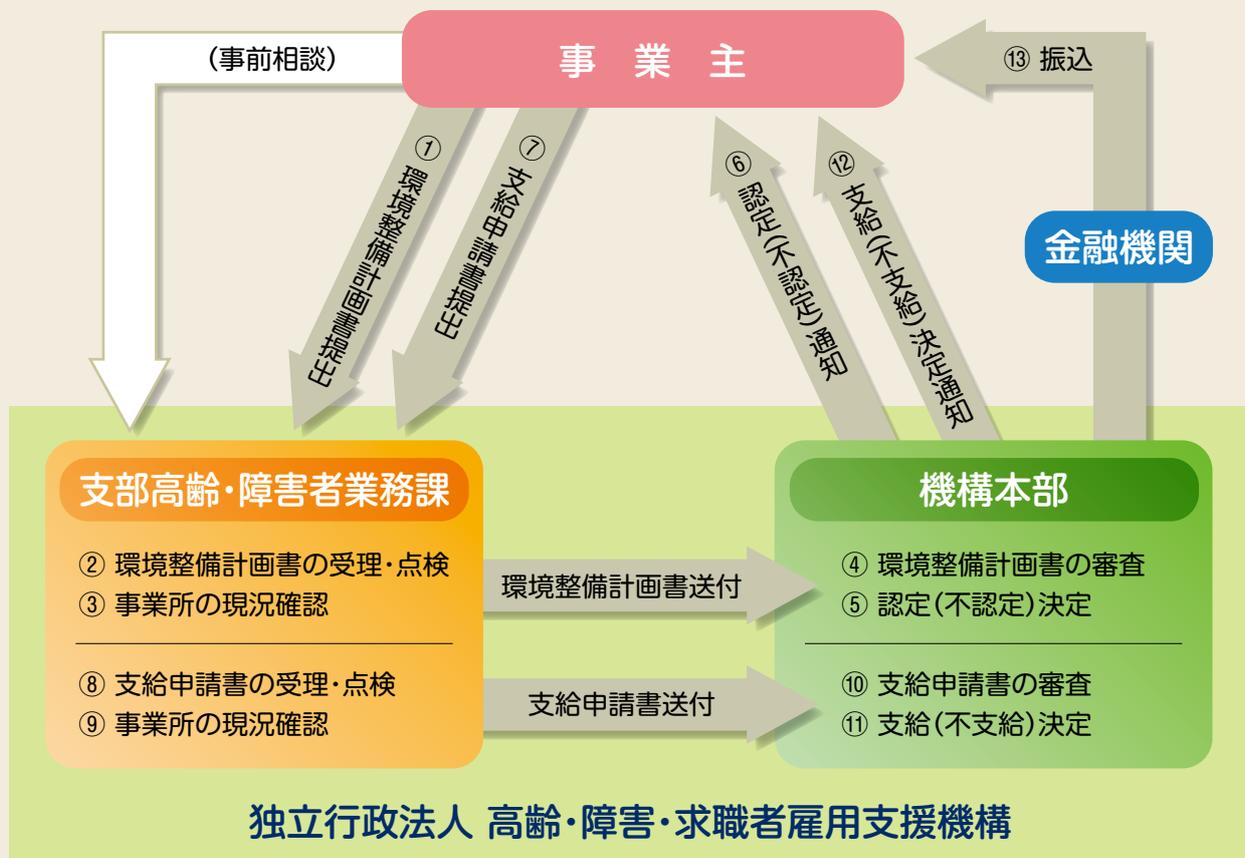
この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由により、他の助成金や補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。詳しくは都道府県の支部高齢・障害者業務課（東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課）にお問い合わせください。

6 助成金を受給できない事業主

次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金は支給しません。

- ① 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
※不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとするをいいます。
- ② 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を納入していない事業主
- ③ 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ④ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- ⑤ 暴力団と関わりのある事業主
- ⑥ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- ⑦ 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

【図2】申請から支給までの流れ図



③ ⑨ 事業所の現況確認：計画書・支給申請書提出時には、申請内容が適正であるか事業所を訪問の上、現況確認調査を行います。高齢従業員の方と面接する場合があります。

…………… ご利用に当たっての注意事項 ……………

- ① 助成金の支給を受けた事業主は、環境整備計画の実施により取得した50万円以上の機械設備等を支給決定日から起算して1年を経過した日までの期間、転用、譲渡、売却、解約または改造はできません。
ただし、特段の事情により転用、譲渡、売却、解約または改造する必要がある場合、事前に機構の承認を受ければその限りではありません。
機械設備等を転用、譲渡、売却、解約または改造したことを発見した場合は、支給決定を取り消し、返還を求めることがあります。
- ② 助成金の申請に関して、調査または報告を求める場合があります。求められた書類等が機構の定める期限までに提示または提出されない場合には、助成金は支給しません。
- ③ 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められることがあります。
- ④ 不正受給を行った事業主は、当機構ホームページで以下の内容を公表します。
 - ・ 事業主の名称、代表者氏名
 - ・ 事業所の名称、所在地、概要
 - ・ 不正受給の金額、内容手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。
- ⑤ 機構に提出した環境整備計画書、支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- ⑥ 助成金の認定・不認定の決定、支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

問い合わせ先

- この助成金の詳細については、**下記の支部高齢・障害者業務課**へお問い合わせください。

※高齢・障害者雇用支援センターは、支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に組織変更しました。

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>
- 高齢者関係の助成金についてはこちら → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>